

陳 情 文 書 表

| | | | |
|--|---------------------------------|-------|------------|
| 受理番号 | 陳情6第36号 | 受理年月日 | 令和6年11月11日 |
| 件名 | 区内介護事業者の実態調査と人材確保のための財政支援を求める陳情 | | |
| <p>【陳情の趣旨】</p> <p>2024年4月から訪問介護の基本報酬が引き下げられました。身体介護や生活援助などの訪問介護は、独居の人をはじめ高齢者の在宅での生活を支える重要なサービスです。報酬引き下げの影響を受けて、介護を提供する訪問事業者の倒産が、上半期で史上最悪となりました。厚労省の調査では報酬改定によって廃業数は前年の10%以上増えました。(前年6月119廃業が今年6月133に)事業者ゼロの自治体は97町村、1事業者の自治体は277市町村に上っています。こうした状況が続けば、地域によっては、基本的な在宅サービスである訪問介護を受けられない事態が生まれます。地方での閉鎖が顕著に広がっていますが、都心部でもおきており区内でも出ています。保険料を支払ってもサービスを受けられないという、介護保険制度の崩壊の始まりです。</p> <p>さらに現在、多くの事業者は圧倒的なヘルパー不足から、利用者への訪問が埋まらなくなっており、とりわけ生活援助を担うヘルパーが見つからなくなっています。介護現場の人手不足の最大の原因は、「全産業平均より月5万円以上低い」とされる職員の低賃金です。介護基盤を支えるために、介護報酬の引き上げは喫緊の課題です。貴議会では、9月国に対して訪問介護の基本報酬引き下げの見直しを求める意見書を提出しました。この努力については評価するものです。</p> <p>しかし現在の事業者の状況は、国の対応を待っているだけでは解決しません。区内の介護事業者や福祉施設では不足する人材をハローワークから確保することができず、ほとんどが民間の人材紹介所を利用しています。紹介所の紹介料は、非常に高く手数料は一人当たりの年収の3割程度と言われています。そのため、人件費に回す費用は少なくなり、事業者の運営をひっ迫させています。安定した介護を継続するために、訪問介護事業者を守り、介護従事者の賃金など処遇改善を図ることが重要で、区に対し以下強く求めます。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区内介護事業者の実態調査、とりわけヘルパーの状況、年齢や時給、人材確保の取り組みなどを行うこと。 2 介護事業者は人材確保のための紹介料や広告費など多額の財政的負担があります。区として人材確保に向けた財政支援を行うこと。 | | | |